

## 長野市農業委員会 第7回総会議事録

- 1 日 時 令和2年8月31日(月)  
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時27分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員  
1番 善財 良治                      2番 池田 昌子                      3番 青木 保  
4番 曾根 信一                      5番 田中 章一                      6番 岡村 豊  
7番 鈴木 洋一                      8番 青木 明夫                      9番 小林 清男  
10番 村田 千代春                      11番 佐藤 太吉                      12番 小滝 愛子  
13番 北村 守                      14番 中島 清                      15番 林部 安壽  
16番 羽田 悟                      17番 中澤 澄夫                      18番 関 正和  
20番 松田 光平                      21番 酒井 昌之                      22番 塚田 厚  
23番 和田 修                      24番 北原 幸平                      25番 北村 正彰
- 4 欠席委員  
19番 吉原 俊夫
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 村松 昭                      事務局長補佐 竹下今朝光                      事務局長補佐 小林 達也  
事務局長補佐 川浦 昇                      事務局長補佐 竹内 晃仁                      係 長 大前 健  
主 査 萱間 宏美                      主 事 岡田 悠希  
農業政策課  
係 長 小林 博樹
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第64号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第65号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明について  
議案第66号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について  
議案第67号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第68号 農振除外等に係る意見聴取について  
議案第69号 非農地決定について  
報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第24号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について  
(2) その他農業委員会業務に係る事項について  
議案第70号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

- 議案第 71 号 長野市農政懇談会について  
議案第 72 号 県内他市町村視察研修について  
報告第 25 号 「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の見直しについて

曾根会長代理 農業委員の皆様には、毎日暑い中での農地パトロール大変にご苦労さまです。第7回の総会にご出席いただきありがとうございます。

会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてございますので、ご起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章1行目の、「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

**【農業委員会憲章唱和】**

曾根会長代理 ただいまから第7回総会を開会いたします。

お手元に総会次第及び資料を用意してありますので、ご確認をいただきたいと思えます。本日の総会につきましては、現在の出席委員は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号19番の吉原委員です。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 お暑い中、今日の総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。今日も「農地のつぶやき」を用意しましたので、それを参考にしながら耳を傾けていただけたら結構かと思えます。

まず、新型コロナのウィルス感染のいわゆる第2波が県内にも拡大し、長野地区もつい先日、レベル3の警報に指定されました。私たちは、職務を遂行する中で人との接触は避けられませんが、コロナ感染対策が活動に大きな足かせとなっておりますが、マスクの着用と手洗い、そして3密状態にならないよう、日常の環境づくりに細心の注意を払って活動を進めていただきたいと思えます。

私事で恐縮ですが、7月の長雨と8月の猛暑、干ばつで、農作物が大変、疲弊いたしましたので、雨乞い行事を行いました。8月に入り22日連続で雨がなく、地元の町会の皆さんや農家の皆さんから、ぜひ雨乞いをやってほしいという要請がありまして、地元の神社で久々の雨乞いを実施いたしました。先人

からのお伝えによりますと、200年ほど前から行われてきた雨乞い行事で、水源の湧き水が非常に細くなったり、農作物のしおれる姿を見て、これは限界に来たなっていうときにのみ実施をいたしまして、まさに今回も人事を尽くして天命を待ちました。その気持ちが神に届き、翌日と翌々日の2日間で、うちの雨量計で見ますと36ミリの雨を降らすことができました。それほど異常気象が続く毎日です。一日も早く通常の気候に戻ることを願っております。

私たちの活動の中で、成果の証しを確認する農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールを、猛暑の中で農業委員、最適化推進委員の全員が市内各地で現在、パトロールしていただいています。言うまでもございませんけども、農地の利用の促進につながるための情報収集で、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態調査、違反転用の発生防止、早期発見です。特に昨年A2・低利用と判定した農地の現状につきましての確認、また、新しく生まれてきた遊休農地の情報は、発生防止の早期対策に大きく影響します。暑さ対策と車の安全運転に配慮しながら、よろしく願いいたします。

先月の総会の午前中に、委員会内部で中山間地域の農業振興策の意見交換会を初めて開催いたしました。本日、皆さまのお手元にその議事録を配布させていただきましたので、ご一読ください。特に参加され、発言された委員の皆さん、生の声は正に危機に直面していると訴える声が強くて心に打たれました。私どもとしては直ぐにできること、それから事前に調整し、相談しながら行政に検討をお願いすることなどを整理して、次のステップに進めてまいりたいと思っています。同じ方法で、長野市の果樹栽培の振興について、9月の総会のときに関係地域の農業委員、推進委員の皆さんと意見交換を行いたいと思っています。長野市の果樹生産は、残念ながら額で見ますと年々減少しております。この要因は高齢化や担い手不足の理由だけではないと思っています。同じ長野県のお産地との競争に負けていることも大きな要因と私は感じております。これから長野市の産地を守っていくには何が必要か、現在実施している数々の施策がストライクゾーンに入っているかどうか、現場の声と施策との整合性を検証してみたいと思っています。その後、どうアクションを起こすかにつきましては、改めて皆さま方に相談を申し上げます。ご理解とご協力をお願いいたします。

8月の6日に、我々農業委員会役員と長野市市議会農林業振興対策特別委員会との意見交換会を開催しました。これも本日、議事録を皆さま方にお配りしております。従来から時々

開催されたようですが、双方新しい体制で初めての開催です。当農業委員会のメンバーでもある松田光平委員が特別委員会の委員長で、開催に大変ご尽力いただきました。テーマはあらかじめ私たちから提示し、フリーディスカッション方式で活発に行われました。特に中山間地域の集落維持や農業振興策に共通した認識、課題を持っておられることも分かりました。また、議員の方から、農業に携わる若い女性の仲間づくりの声を農政に生かす方法についても議論が行われました。今後、定期的に関催し、相互の活動に生かす予定です。

同じく8月6日の夜に、市内高田のヤングファラオで、長野市農業青年協議会の新規就農者激励スポーツ大会に参加をさせていただきました。私も20数年ぶりにボウリングをさせていただきました。現在、青年協議会には市内一円から78名の会員加入がありまして、昭和42年発足時から50年以上も経っている歴史のある組織でございます。地域を越えて交流し、情報の共有や相互研修等の開催を行う場として活動されております。ここ5年ほどで14名の会員が増加しております。新規加入者も毎年、確保されております。この会は会員の自主運用を基本としておりますが、各地域では農業けん引の中核的役割を果たしており、私たち農業委員会としても大いに期待する組織でもあります。今回の会場では3名の新規会員の自己紹介がありました。1人は若穂の果樹、1人は松代の養蜂、もう1人は同じく松代清野の大玉トマトを栽培されているとのこと。意見交換をする中で、農業委員や推進委員の存在は理解しているんだけど、現在はほとんど交流がない。そういう話や、できれば地元での情報交換をして輪を広げたいなどの意見をいただきました。こうした活動に私たち農業委員会も組織として積極的に、かつメンバーを意識して支援することも必要と感じております。今回は若い女性就農者の方が誰もおられませんでした。これはまた青年協にも確認をしてみたいと思いますけれども、できれば女性も含めて、こういった組織の活性化を今後、図っていただきたいと思いました。今後、農業委員会の皆さんには、青年協議会の地区別名簿をお配りできないかなということで、今、農業政策課の担当と調整しております。もし、名簿をオープンにしてもいいということであれば、農業委員会なり推進委員に情報提供して、皆さんの方から逆に声を掛けていただいて、仲間入りの糧にさせていただければありがたいかなと思っております。

最後に、中部地区調査会が今回、管轄地区の住民に委員の活動状況を紹介する独自のローカルチラシを8月中旬から発行

を開始されました。今日、皆さま方のお手元に配布していただいた「川中島・更北農業委員会だより」です。ローカルの話題が盛りだくさん入っておりますので、地域の方は目を通していただけるのではないかなと思っています。一つの事例として、またそれぞれの地域でご活用いただけたらありがたいと思っております。

今日は、それほど大きな議題はありませんが、効率よく進めさせてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

曾根会長代理 続きます、村松事務局長より挨拶及び報告をお願いいたします。

村松事務局長 ご多用中また、お暑い中、委員の皆さまには第7回総会にご出席を賜りましてありがとうございます。何点か行政報告ということで申し上げさせていただきます。

初めに、先ほど長野市の農業委員会憲章でご唱和いただいた最後のところですが、「明日に向け、食糧の自給と農政の確立に努めます」ということで、8月の初旬に農林水産省から食料自給率が公表されました。併せて、令和12年度の目標も設定されたわけですが、数字的に申し上げますと、食料自給率の推移、カロリーベースでございますが、昭和40年（1965年）には、日本は73%であったものが、令和元年では38%ということで、2,426キロカロリー分の918キロカロリーということで、38%ということになっております。諸外国の状況では、先進国のアメリカは131が直近の数字で挙がっていますが、平成29年の数字では、アメリカが131、イギリス68、ドイツ95、韓国が38ということで、韓国が日本と同じぐらいの自給率という状況です。ということで、現在の農家の皆さまのおかげで現在の食料自給率が保たれておるわけでございますけれども、安倍政権も代わるわけですが、食料自給率の向上は国の重要な施策と改めて痛感している次第でございます。従いまして、経営農地、耕地を維持、拡大していく上で、委員各位におかれましては引き続き、基盤法ですとか中間管理法に基づく農地のマッチング、さらには人・農地プランの推進にご協力をお願いしたいと存じます。

次に、会長からもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、8月に入りまして大分感染者が増えまして、昨日まで17名の新たな感染者が確認されており、市内の感染者数は現在40例ということです。今までの保健所への相談件数は1万2,858件、PCR検査が1,873件ということで、1,873分の40例ということで割り返すと、陽性率と云っていいのか、

2.1%という状況です。県下は、先ほど会長からありましたとおりレベル2から3の段階に変更となっている状況でございますので、引き続きご注意をお願いしたいと思います。

次に予算関係ですが、8月7日に臨時議会が開催されまして、さらなる新型コロナウイルス感染症対策経費として9事業が追加され、総額57億円余りの補正予算の可決をいただいております。ちなみに、5月から関連した4回の補正予算、計51事業では、コロナウイルス関係475億円、これは1人10万円の給付金も含んでおりますけど、475億円余りが計上されまして、今回はプレミアム付き商品券事業ということで約50億円が計上されております。過去最大ということにして、販売額は1万円ですが額面15,000円の券と、販売額5,000円で額面7,500円の50%増しのプレミアム商品券が10月から申し込みになり、利用期間が12月から2月末日の3カ月間となっておりますので、ぜひご購入いただければと存じます。また、前回、ご紹介申し上げました押し店のプラチナチケットの事業ですけれども、1冊5,000円のチケットが3,000円で購入できるというもので、市内1,400店舗を超える多くの事業者の方からお申し込みをいただいているということで、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少したお店の応援をしていただきたいというふうに思っております。さらに9月定例議会は、9月3日から30日まで開会される予定でして、本議会でもPCR検査体制の充実等、3つの事業、約1億円になりまして、それらの補正予算の審議もされる予定です。

最後に決算関係ですが、こちらは9月の定例審議会の決算特別委員会で審議される予定でして、令和元年東日本台風の影響もありまして、歳出で前年度比約14%、200億円増の1,636億円余りとなりました。そのうち農林業費は18億円、災害復旧費は70億円余りです。なお、令和元年度の実質収支、歳入から歳出を差し引いた額が約2億円ということで、厳しい財政状況になっているということでして、詳細につきましては広報ながの9月号で公表しております。

また、お手元に農業委員会だより90号が配布されていると思っておりますけれども、こちらも広報の折り込みとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

終わりに、梅雨明けから厳しい暑さが続いておりますけども、新型コロナウイルス感染症に加え、健康管理には十分気をつけて活動をお願いしたいと思います。

本日の議事事項は、農地法の許可案件等議案12件、報告4件でございます。慎重審議をお願い申し上げます。

曾根会長代理 続きます。議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をいただきます。

青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、規定により議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号15番、林部安壽委員、16番、羽田悟委員をお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたらお申し出ください。

【該当者なし】

議長 いないと確認をさせていただきます。

次に、議案の訂正等の報告がありましたらお願いします。

事務局 萱間主査 ありません。

議長 訂正はないようですので、次へ進めさせていただきます。

それでは農地法等に係る事項についての審議を行います。

最初に、議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明申し上げます。

1ページをご覧ください。地区調査会の際に訂正がありまして差し替えとなっております。番号1番から、4ページの11番までの11件でして、内容は、所有権移転案件が8件、賃貸借権設定案件が2件、使用貸借権設定案件が1件となります。また、1ページの2番と、2ページの5番の2件、借受人1名、譲受人1名は農家創設案件です。なお、2番は、調査会において訂正を行っております。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ該当していません。従いまして、い

ずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。ご審議のほど  
お願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。本議案は、長野市農  
業委員会規則第3条第8項の規定により調査会で総会に付す  
べき意見を検討いただいております。それでは、1番から11番  
について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づ  
いた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長  
から、1番から3番までお願いします。

関 地区調査会長 　番号2番は農家創設ということで、営農計画に基づきまして  
申請人から説明をいただきました。申請者は30歳で、現在、プ  
ロのスノーボーダーで、スポンサー契約の収入で生計を維持し  
ているということですが、そういった競技の関係から食に関する  
関心もあり、また、競技生活もそんなに長くないということ  
から、将来のことを考えている中で、たまたま妻の実家の祖母  
が農業をされていて高齢でできないという話の中で手伝ってき  
て、非常に関心を深めたということです。将来的には現在、代  
表を務めているプロダクションのメンバーの協力を得ながら、  
販売ルートを確保して農業を中心にやっていきたいというこ  
とで、強い意欲を感じるところです。この案件を含め3件につ  
いては、地域との調和要件に支障が生じるおそれがないという  
ことで、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から4番から8番までお願い  
いたします。

岡村地区調査会長 　番号5件につきまして調査会で検討した結果、許可条件に適  
合しており問題ないと判断をいたしました。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から9番、お願いします。

村田地区調査会長 　番号9番ですが、有償の所有権移転です。地区調査会で検討  
した結果、下限面積等の条件を満たしておりますので問題ない  
と判断しました。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から10番から11番、お願い  
します。

北村地区調査会長 　番号10番については所有権移転、11番については使用貸借  
権ということで、10番は前から経基法で貸していた農地をこの  
方に譲るということであります。11番の〇〇さんは体が悪くて  
農業ができないということで、〇〇さんに託したいというこ  
とで使用貸借するものです。この2件につきまして、許可条件に  
適合しておりますので問題はありません。

議 長 　これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区  
調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いし  
ます。

- 議 長 【質疑なし】  
意見はないということで採決に入らせていただきます。議案第 61 号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
- 議 長 【全員挙手】  
全員の賛成をいただきましたので、議案第 61 号は全て許可と決定いたしました。  
続きまして、議案第 62 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 小林事務局長補佐 議案第 62 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、説明申し上げます。議案の 5 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。1 番は、住宅敷地を拡張して農業用倉庫及び資材置き場を設置する転用案件で、農振除外が令和 2 年 3 月 12 日に行われております。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。  
なお、先月ご審議いただき、許可すべきものとして県に進達いたしました 1 件の案件につきましては許可済みとなっております。ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、1 番につきまして、南部地区調査会長から補足説明及び検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。
- 村田地区調査会長 ただ今、事務局から説明がありましたとおりです。許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議 長 【質疑なし】  
ないということで採決に入ります。議案第 62 号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】  
全員の賛成を確認しましたので、議案第 62 号は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。  
続きまして、議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 小林事務局長補佐 議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明申し上げます。7 ページをご覧ください。番号 1 番から、10 ページの 11 番までの 11 件です。1 番は、市発注の雨水幹線工

事に伴う仮設通路及び現場事務所としての一時転用案件です。2番は、医療法人が既存敷地を拡張して、職員と来客者の駐車場を設置する転用案件です。8ページをご覧ください。3番は、建設業者が社用車と従業員用の駐車場を設置する転用案件です。4番は、農業後継者別棟住宅の建築に係る転用案件です。5番は、学校法人が既存敷地を拡張して園児の送迎用車両の駐車場を設置する転用案件です。9ページをご覧ください。6番は、県砂防事務所が発注した地滑り対策工事の仮設資材置き場として使用するための一時転用案件です。7番、8番は、砂利採取用地としての一時転用案件です。10ページをご覧ください。9番は、住宅敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。10番は、宗教法人が墓地及び駐車場並びに通路を設置する転用案件で、保健所の許可済みとなっております。11番は、開発許可が必要な自己用住宅建築の転用案件です。

以上、申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達いたしました13件の案件のうち11件は許可済みですが、開発許可が必要な農家分家住宅の建築案件2件につきましては、まだ許可証が届いておりませんが、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、許可は問題ないと考えております。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会長から1番から4番、お願いします。

北村地区調査会長 　番号1番から4番は、今、事務局から説明があったとおりです。周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれがないことから、調査会で許可相当と判断いたしました。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から5番と6番、お願いします。

村田地区調査会長 　番号5番と6番について地区調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から7番から11番、お願いします。

北村地区調査会長 　番号7番、8番は砂利採取ということですが、周辺の農家の方に同意を得ているということ。その他については墓地、駐車場、自己用住宅ということで、周辺の農地には問題ないということで、許可条件に適合おり問題はございません。

- 議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第 62 号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認させていただきましたので、議案第 63 号は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達をいたします。
- 続きまして、議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 小林事務局長補佐 議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について説明申し上げます。11 ページをご覧ください。1 番は、令和元年 10 月 3 日に許可となっております砂利採取用地としての一時転用でございます。右側の変更内容・理由欄をご覧ください。理由にございますとおり、昨年の台風 19 号災害により、採取した砂利を搬入するプラント施設が浸水し、復旧に 4 カ月を要したことによる事業の遅れが生じたため、令和元年 10 月 3 日から令和 2 年 10 月 2 日までの一時転用期間を、令和 3 年 2 月 20 日まで 4 カ月延長したいという計画変更申請です。なお、転用案件が 5,308 ㎡と長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める条件の 30 a (3,000 ㎡) を超えておりますので、北信地区常設審議委員会、また、県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえて、長野県で判断を行うものとなります。ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは 1 番につきまして、南部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。
- 村田地区調査会長 今回の説明のとおり、台風被害によって延長ということで、やむを得ないと判断しました。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 特にございませんで採決を行います。議案第 64 号を承認相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認させていただきました。議案第 64 号を承認相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達をい

たします。

続いて、議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について説明申し上げます。13 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。裁判所の競売や税務署の公売となり、売却により所有権が移転する場合であっても、農地として利用する場合は農地法第 3 条、また、宅地などとして利用するのであれば農地法第 5 条の規定による許可が必要です。その許可要件を満たしているかどうかを入札参加時に確認するため、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する買受適格証明が求められます。農地を取得できない者が最高価買受人になるのを防ぐため、入札参加者を、買受適格証明書を有している者に限定するという取り扱いがなされております。

右側の備考欄をご覧ください。長野地方裁判所の競売案件と記載がございます。本件につきましては、長野地方裁判所民事部が行います農地の公売に参加する当たり、農地法第 3 条で取得できるか事前に判断し、申請人が買受適格者であるかどうか決定いただくものです。なお、この案件につきましても調査会時に訂正を行っております。

また、買受適格証明を添付して競売に参加し落札した場合でも、本来は、その後、速やかに農地法第 3 条の規定による許可申請を提出し許可を受けて裁判所に提出しなければならないことになっております。しかし、落札後に通常の手続きで許可申請をするには事務処理に相当の期間を要し、裁判所の事務処理にも支障を来すおそれがあることから、特例として買受適格証明の審議の際には、併せて農地法第 3 条の規定による許可申請についても事前に審議しておくことができるようになっており、落札後に改めて農業委員会の審議に付すことを省略して、事務的な処理だけで手続きを済ませることができるようになっております。そのことが、表下段の欄外にありますとおり、事務処理の迅速化を図るため、申請人が買受申出人となり、農地法第 3 条の許可申請書を提出した場合には、その時点で許可して差し支えないとなっております。このことについても併せてご審議願いますという記載内容でございます。ご審議のほどお願いいたします。

議

長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは 1 番につきまして、北部地区調査会長から検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

関 地区調査会長 農地法の許可を受ける者として、適格と認められると判断を  
 いたしました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調  
 査会長の報告について、発言のある方の挙手をお願いします。  
**【質疑なし】**

議 長 ないようですので採決に入ります。議案第 65 号を原案のと  
 おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
**【全員挙手】**

議 長 全員の賛成を確認しましたので、議案第 65 号は原案のと  
 おり決定いたしました。  
 続きまして、議案第 66 号 長野市空き家取得者が取得する特  
 定農地の指定について を議題といたします。事務局より議案  
 の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 66 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定  
 について説明申し上げます。15 ページをご覧ください。番号 1  
 番の 1 件ですが、この件につきましては長野市空き家バンクと  
 市長が適当と認める団体が運営するものに登録された空き家  
 に付随した特定農地の指定でして、5 月に申請のありました中  
 条地区に続き 2 件目となります。ご覧のとおり、指定する農地  
 は長野市信更町〇〇にある空き家に付随する面積 271 m<sup>2</sup>の畑で  
 す。通常、信更地区の下限面積は 10 a ですので、271 m<sup>2</sup>では所  
 有権移転はできませんが、空き家に付随した農地につきましては  
 は、空き家と共に取得する場合は農家創設をすることなく 1 a  
 以上 10 a 未満で取得することができます。  
 また、この農地は、長野市空き家取得者が取得する特定農地  
 に係る別段の面積に関する要綱の基準である、その区域の全部  
 または一部が遊休農地または耕作が可能な農地であること、所  
 有者またはその相続人による農地の維持管理及び農作物等の  
 栽培が行われる見込みがないもの、集団的な農地利用、農作業  
 の共同化、その他周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確  
 保に支障を生じるおそれがないこと、空き家と農地の所有者が  
 同一であることなどの要件を満たしておりますので、空き家に  
 付随した農地の指定について、ご決定をいただくものでござい  
 ます。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは 1 番につき  
 まして、南部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づ  
 いた意見の報告をお願いします。

村田地区調査会長 番号 1 番は、空き家に付随する農地に係る下限面積の要件を  
 満たしております。それから宅地に隣接している畑ですので、  
 問題なしと判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問等ありませんので採決を行います。議案第 66 号を、特定農地の基準を満たすものとして、原案のとおり空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認しましたので、議案第 66 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 67 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 67 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明を申し上げます。17 ページをご覧ください。相続した農地が高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくてもその税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度が昭和 50 年度に創設されております。この制度を利用して税務署へ申告するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として非相続人、亡くなった人が、死亡の日まで農業を営んでいた人であること、相続人は相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であることが必要です。また、以前は、相続人自らが農業を行う場合だけが対象となっておりましたが、平成 21 年度の改正により、現在は利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の特定貸付を行った場合にも適用されることになっております。今月は 2 件ですが、その適格者であるか、ご決定をいただくものでございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは 1 番と 2 番につきまして、西部地区調査会長から補足説明並びに検討結果についての意見をお願いします。

岡村地区調査会長 2 件ともに市街化区域内の農地です。また、作付け、作農につきましては両方とも水稻でございます。調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており適格者と判断をいたしました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決に入ります。議案第 67 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認しましたので、議案第 67 号は原案のとおり決定をいたしました。

農 業 政 策 課 続きます。議案第 68 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

小 林 係 長 資料の右上に別冊 1 と書いてある資料の農振除外等に係る意見聴取についてをご覧ください。1 ページにございますが、今回の農業振興整備計画の変更は軽微変更 1 件です。2 ページですが、軽微変更番号 1 番、事業計画者・土地所有者ともに〇〇、申出地は松代町大室〇〇外 3 筆で、詳細につきましては 1 ページの申出地一覧をご覧ください。事業内容は農業用施設（農産物栽培及び堆肥製造）の追認ということで、既に施設ができていて、軽微変更面積は 1,289 m<sup>2</sup>、土地改良区の受益地ではなく、土地改良事業の実施もありません。農地法は農業地区域内用地の農業用施設のため転用見込みありで、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外 5 要件ですが、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤番土地改良事業等完了から 8 年未経過については条件を満たす必要がないため、①番から④番まで条件を満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は申出地の近くでシメジとエノキダケを栽培しており、その菌床を近くで栽培しているアスパラガス等の肥料として利用するため堆肥製造施設を建設して利用している。また、同じ施設内でシャインマスカットも栽培している。自家用の堆肥製造施設が、農業地区域の軽微変更が必要という認識がなかったため、今回改めて申し出をするものです。3 ページは位置図で、中央右側部分に斜線を引いてある 4 筆が今回の申出地です。4 ページはその配置図で、長方形に長細く太く囲ってあるのが施設の外枠で、その中に半分ほど斜線を引いてある部分で堆肥を作っております。真ん中にドリルが 2 つありますが、これは堆肥の攪拌機です。反対側の一番左端に丸が 8 つありますが、こちらにシャインマスカットが 8 本植わっています。ここでシャインマスカットを栽培して、逆側に這わせて収穫するという計画になっております。5 ページが内部の写真です。特に下の写真ですが、これが先ほど申し上げました攪拌機です。このように動く、移動ができるような形のものになっています。6 ページは施設の外観の写真ですので参考にご覧ください。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、1番につきまして、東部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 この現場は、長野県農業大学の近くの建物です。中も見させていただきましたが、ちゃんとシャインマスカットも植わっていて、収穫するためのワイヤーみたいなものもありました。あと堆肥につきましては、攪拌して臭いを生まないしっかりした堆肥でありました。施設の周りにアスパラの畑がありまして、そこにできたものから撒いていくという状態であります。特に問題はないということであります。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決に入らせていただきます。議案第68号について、用途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の挙手を確認しましたので、議案第68号は用途区分変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。

続きまして、議案第69号 非農地決定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第69号 非農地決定について説明申し上げます。農地法等議案の19ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は、送付された非農地決定通知書を添付して法務局で地目変更登記を行うことができます。20ページの表の下に集計が載っておりまして、今月ご決定いただくものは、山林・原野合わせて42筆、20,061㎡です。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決に移ります。議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認させていただきましたので、議案第 69 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について及び、報告第 24 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2 a 未満)の届出について の 3 件について、事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐 初めに、報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告申し上げます。21 ページをご覧ください。番号 17 番から、22 ページの 22 番までの 6 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4 条の転用届出でして自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等特に問題はなく、事務局長専決により受理しております。

続きまして、報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について報告申し上げます。議案の 23 ページをご覧ください。番号 48 番から、30 ページの 74 番までの 27 件です。これも同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出でして農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しております。

最後に、報告第 24 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2 a 未満)の届出について報告申し上げます。31 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 a 未満であり、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容については記載のとおりでございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しております。

以上、報告案件の 3 件について説明いたしました。よろしくお願いたします。

議 長 ただ今、事務局から、報告第 22 号、第 23 号及び第 24 号について説明がありましたが、発言のある方は挙手をしてお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 質問がないようです。報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

以上で農地法等に係る事項についての審議が終了いたしました。

次に、その他委員会事業に係る事項の議事に移りたいと存じますが、その前に10分ほど休憩を取りたいと思います。ただ今2時35分ですので、議事再開を2時45分といたします。それまで適宜、休憩ください。

**【休 憩】**

議 長 議事を再開いたします。ここからは、その他農業委員会業務に係る事項について審議をいたします。

最初に、議案第70号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について を議題といたします。事務局から本議案の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の資料をご覧くださいと思います。こちらは7月と8月の地区調査会また、総会で協議、検討いただき、ありがとうございました。8月の地区調査会で各地区調査会からいただいたご意見の中で、事務局で修正した部分を先に説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、前書き部分の中段になりますが、「一方、当市においては、平成29年度から5年間を計画期間とする長野市農業振興アクションプランにおいて、多様な担い手づくりと農地の有効利用の促進と、地域の特性を生かした生産振興と販売強化の促進を重点施策とし、40項目に及ぶ様々な施策」となっておりますが、「41項目に及ぶ様々な施策」に変更してございます。これは8月の調査会で青い冊子「長野市の農林業」をお配りしてございますが、その中で、今回台風の復興ということで1項目加わっていますので、それに伴い修正するものです。それから下から7行目の「当農業委員会におきましても農地利用の最適化を推進に全力で取り組んでおりますが、農地と人の結び付けにおいては、農業者の努力や地域独自活動だけでは解決できない諸問題に直面しており」の部分で、「地域独自活動」の「独自」を削除し、「諸問題に」の後に「も」を加えるものです。次に1ページ目になりますが、施策提言の③番の「中山間地向け適応作物等の生産振興」の中で、「中山間地等で収益が見込める適応作物等の調査研究」とありますが、こちらは市内の遊休農地についても同じことがいえるということで、「中山間地等」の「等」を削り、「(市内遊休農地を含む)」と付け加えるものでございます。事務局からは以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明いただきましたけれども、本件につきましては、今月の各地区調査会において検討いただいております。

ますので、これより各地区調査会長から検討結果の報告をいただきたいと思います。北部地区調査会長から順次、お願いいたします。

- 関 地区調査会長 原案について特に意見はありませんでした。  
議 長 続きまして、西部地区調査会長お願いいたします。  
岡村地区調査会長 西部地区におきましても原案どおりということで同意をいただきました。  
議 長 続きまして、中部地区調査会長お願いいたします。  
北村地区調査会長 中部地区ですけれども、文言の修正なり追加をお願いしたところを入れていただきまして、本当にありがとうございます。  
議 長 続きまして、南部地区調査会長お願いいたします。  
村田地区調査会長 南部地区でも特に意見はございませんでした。  
議 長 続きまして、東部地区調査会長お願いいたします。  
北村地区調査会長 東部地区でも特段意見がなく、原案どおりということでした。  
議 長 ただ今、各地区調査会長から報告をいただきましたけれども、それ以外で本日出席の委員の皆さんから、ご意見があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

**【質疑なし】**

- 議 長 特段の意見はございませんので、ここで採決に入ります。原案のとおり決定することに対し、賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

- 議 長 全員賛成の意思表示を確認させていただきましたので、原案のとおり決定いたしました。

竹内事務局長補佐 続きまして、議案第 71 号 長野市農政懇談会の開催についてを議題といたします。事務局より原案の説明をお願いします。

議案第 71 号 長野市農政懇談会についてご覧いただきたいと思います。こちらも 8 月の地区調査会でそれぞれ説明させていただきました。開催日時が 10 月 19 日、午後 3 時から 5 時ということで、会場はホテル国際 21 ですが、コロナ感染対策ということで、3 階、千歳の間という約 200 名定員の大きい広間を用意してございます。参集者ですが、全農業委員、推進委員ということで、参集者 80 名の予定でございますが、コロナの状況により参集人数を制限させていただく場合があります。今後の状況を見まして、9 月 11 日の役員会において最終決定させていただきます。議案と併せまして、ご案内させていただきたいと思います。また、9 月の地区調査会におきまして、参加者を確定する予定ですのでよろしく申し上げます。

内容につきましては、先ほど意見書を協議いただきましたが、それに沿いまして意見交換を行うものでありまして、次の

ページにタイムスケジュールを載せてございます。それぞれテーマごとに意見書の説明を地区調査会長にさせていただきまして、補足説明を各地区調査会から何人かの委員にお願いします。その後、市長部局からの方針の説明があり、それに基づいて質問、意見交換を行います。それぞれのテーマごとに懇談しまして5時に終了し、その後、5時15分から懇親会を予定しております。

最後のページにつきましては、意見書の補足説明者ということで、各地区調査会の担当者を割り振らせていただいておりますが、9月の地区調査会におきまして、それぞれ人選いただきたいと考えております。ご協議をよろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より今年度の長野市農政懇談会の開催についての説明をいただきました。冒頭、私からも、それから局長からもコロナの関係につきましては、残念ながら長野地域は悪い方向に来ております。ということで、私どもとしては本来であれば、農政懇談会は非常に大事な行事でございますのでフルバージョンでやりたいというのは、今も気持ちは全く変わっておりません。しかし、いかんともしがたいコロナの感染拡大ということなので、ぎりぎりまで時間を見据えて、最終的に役員会で決めさせていただくという事務局からの提案ですので、それらも含めて皆さん方からご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。原案の内容でよろしいでしょうか。いずれにしても、また役員会で検討し、もし内容変更等があれば、それぞれの調査会長を通じて、調査会の中でまた調整をさせていただくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

ここで採決に入ります。議案第71号は、事務局で作成した原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議 長 　全員の方の賛成を確認しましたので、原案のとおりに決定いたします。

次に、議案第72号 県内他市町村視察について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 岡田主事 　令和2年度県内他市町村視察研修について説明いたします。まず目的ですが、農地利用の最適化を進めている先進事業並びに今後の参考とするものとして、年間事業計画にも含まれているとおり実施するものです。期日については、11月2日の月曜日を予定しております。参加者については以下の表のとおりとなっております、全員で27名の出席を予定しています。移動手段については市有の中型バスです。今後の予定ということで、今回

の総会で視察先を決定いただきましたら、9月の地区調査会で参加者を選出していただき、11月2日に実施という流れです。視察先候補地ということで、今回は安曇野市と松本市の2カ所を視察しようと考えております。

視察概要については裏面をご覧ください。まず一つ目が「明科地域の農業を守る会」の視察ということで、中山間地域の農業振興意見交換会のときにDVDを見ていただきましたが、その活動についての現地視察となります。具体的には平成25年から天王原という元農地の桑畑を再整備して、ワイン用ブドウの産地形成に取り組んでいます。荒廃農地の80パーセントに当たる10ヘクタールを平成30年度時点で定植して、現在は本格的な収穫を行っています。こちらが安曇野市の池上農業委員に説明していただき、2時間程度、ブドウの圃場等の見学、事業についてご説明をしてもらう予定です。

次に松本市農業委員会との意見交換会ということで、まず前段として松本市農業委員会の運営について、その後、後段として各グループに分かれて農地利用の最適化活動について、講師に長野県農業会議の職員を招いて、グループごとの意見交換会を行って発表をしていただく予定です。こちらも2時間程度を予定しております。

行程表ということで、現状では8時半に市役所を出発し、5時45分に帰るという流れで予定しております。乗車場所については、現在の予定ではこのような日程を考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より議案第72号の説明がありました。ただ今の説明に際し、発言ございます方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　議案第72号について、事務局で作成した原案を承認いただく方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 　全員の挙手を確認しましたので、議案第72号は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、報告第25号 長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの見直しについて を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 　先月の総会におきまして、北部地区で太陽光発電施設の設置案件がございました。関調査会長から報告がありましたとおり、業者との話し合いの中で未解決があるということの中で、委員の皆さまからもいろいろなご意見等を賜ったところがございます。また、鈴木委員から、環境部でガイドラインの見直

しを行っているので、その辺りの整合性をどのように取っていくかということで、場合によっては市に働きかけも必要ではないかといったご意見をいただきました。総会の終了時に、農業委員会として環境部に要望を文書で出ささせていただきたいという提案をさせていただき、ご了解をいただきました。その後、事務局でこのガイドラインの見直しに対する環境部への要望の素案を作った次第です。

要望書の内容は、本市の太陽光発電施設の設置に係る農地転用につきましては、平成24年度から令和元年度に、延べ307件の申請と市街化区域内の届出があり、この大半が定格出力50kw未満の、いわゆる長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づく届出の対象とならない施設となっております。加えて、近年は反射光がまぶしい、輻射熱がある、高周波による頭痛や高温による冷房効果の低減、景観への影響等を懸念し、設置に反対する意見や要望が農業委員、農地利用最適化推進委員に多数寄せられております。長野市農業委員会では、農地法に照らして、基準に沿って申請案件を審議し、農地の転用を許可すべきかを判断して、県に進達しておりますけれども、委員が設置の阻止を強く求められる事象が報告されたり、地域住民の反対がある中で許可を容認せざるを得ない事案など、農地法以外の観点を調整することに大変、苦慮している状況であり、についてはガイドライン見直しをされているので、見直しに当たって、農業委員会として次のような要望をしたいということで、要望を2つ考えておりました。1つは地域住民との協議、調和が図られるよう、定格出力が50kw未満の施設についても届出の対象とし、事前の説明を義務化していただきたい。もう1点は、農地を転用して設置する場合には地域住民に加え農業委員、農地利用最適化推進委員の他、土地改良区の関係者等の意見を求めるなどして合意形成が図られるよう指導を願いたいというものです。

ところが、ご承知のとおり、地区調査会にもお配りをさせていただきましたが、8月5日付の信濃毎日新聞に太陽光設置を巡り長野市専門部会ということで、届出を拡大して条例化をといった記事が載りました。これは、長野市環境審議会地球温暖化対策専門部会というのがありまして、前日の4日に公開で開催されたということで記者が取材をされた内容です。先ほど申し上げました見直しに関する要望で、50kw未満を対象にしてほしいということでしたが、専門部会の協議では対象出力を20kw以上にすることが謳われました。また、後ほど細かく説明いたしますが、住民らとの協議ということで、具体的な説明

内容を地域住民に説明をし、また、住民から意見が出された場合には、その意見に沿って協議もしなければならないということとして、役員会でこの見直しの要望について検討していただいたところ、基本的には農業委員会として考えていることが、この見直しの中で反映されているので、敢えて農業委員会としての要望は行わなくていいのではないかという決定をいただきました。それを踏まえて、各地区調査会で説明をさせていただいたとおりです。

また、このガイドラインの見直しにつきましてはパブリックコメントを行うとのことで、今月の14日から10月までホームページ等で公表し、ファックスやEメールで受け付けるということでもありますので、その点については、それぞれのお立場で意見をぜひ上げていただきたいと思いますとお願いをしたところです。

本日お配りした資料につきましては、パブコメ実施に向けた庁内会議の資料ということで、当初は、外部への資料の提供はマスコミへの公表時期まで内部資料だったんですが、環境部で公表しても構わないということでありましたので、今回、新聞記事の内容を細かく列挙させていただきました。まず1のガイドラインの条例化ということで、太陽光発電設備、これは土地に自立して設置されるもの、いわゆる農地等に立てるものです。こういったものの設置を推進すると共に、地域環境との調和が図れる規制強化を行うということでもあります。そのため、現在考えている条例は、長野市太陽光発電施設の設置と地球環境との調和に関する条例という名称となっております。届出の対象につきましては、50kw以上だったものを20kw以上にするということ、理由は、経産省が太陽光の事業の認可を認めておりますけれども、そちらのFIT法上、事業者情報を示す標識の設置が義務付けられているなど周辺への環境が求められているということで20kw以上にしたということでございます。

3の事前協議制度を新設ということですが、こちらは砂防指定地域等における事業や、面積が3,000㎡を超える大規模なものということで、基本的には農地転用は当たらないかなと考えております。4の説明会を受ける対象者の範囲を拡大ということで、これまでは大雑把に近隣住民という言い方でしたが、今回、事業区域の境界から50m以内の区域に土地または家屋を有する者及び居住者また、農林水産業を営むということですから農業が中心になりますけれども、農業を営む者並びに事業区域内に係る行政連絡区の代表者ということになります。50m以内とした理由につきましては、環境省の調べで反射光とか騒音が50m以内での苦情が多いということで、これを超えると数が少

なくなる傾向が見られるという一つの指標から示されたものでございます。5の説明会における説明事項の明確化ということで、これまでだと業者は全体事業計画だけ説明して、あとは設置者、どちらかというとな請けの業者が説明するんですが、設置者の意向に沿って、私たちはやらせていただきますというような内容だったかと思います。今回、事業者は太陽光発電施設を設置しようとする60日前までに近隣住民等に対して9つの項目がありますけれども、この内容を説明しなければいけませんということになりました。事業計画の内容、周辺環境に及ぼす影響の対策、安全対策、防災措置、維持管理の方法及び非常時の対応、工事中の騒音、振動の対策、資材等の搬出入等の管理方法ということで、例えば周辺、児童等歩く場合にはそういった安全対策もこれに入ってくると思います。また、発電事業終了時の撤去に係る資金計画もございます。その他に、市への意見への対応、それから、その他市長が認める事項ということでして、事業者は説明会を開催したときには市長にその旨を報告しなければならないということでもあります。また、隣接住民等と事業者との協議ということで、説明会が開催された日から起算して10日を経過する日までの間に、隣接住民等が事業計画に対して意見書を提出することができるということです。事業者は意見書の提出を受ければ、近隣住民と協議をし、その旨についても市長に報告しなければならないということでもあります。これまではどちらかというとな業者の一方通行の説明だったんですけれども、今回は住民からもさまざまな意見を上げて、事業者はそれに対して真摯に向き合わなければならないということことでして、先ほど要望の中で上げたいと説明しておりました、農地を転用する場合の関係者の意見を求めるというところで、こういったものが反映されるかなと考えております。7の報告の徴収及び立ち入り調査及び勧告ということでは、条例化をすることにより、事業者に対して報告を求めたり、場合によっては立ち入りもできるということです。また、8の勧告及び勧告に従わない場合の公表ということで、事業者が正当な理由なく勧告に従わなかったりすれば、事業者を公表するということになります。また、その事業者については経済産業省にも報告をすることにより、場合によっては太陽光発電事業の認可が取り消されるということも可能性としてはありますので、条例化によってある程度の規制ができるのではないかと期待される所です。冒頭、申し上げましたとおり、今回、要望を上げましょうということでしたが、このような具体的な内容が示されたということですので、農業委員会としては要望を上

げないということを、改めて報告させていただきます。

なお、地区調査会におきましては当時議会がございましたので、鈴木委員、松田委員には報告ができず、大変申し訳なかったのですが、この場をお借りしまして報告とさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 25 号についての説明がございました。7月の総会以降、具体的にどういった形で市の行政に反映させようかということで、事務局でも考えていただき、環境部とのやりとりの中で、こういった非常に分かりやすいガイドラインが設置される見込みになっています。この内容を含めて、皆さまからご意見等がございましたら発言をお願いしたいと思います。

鈴 木 委 員 　この条例、非常によくできている条例だと受け止めていますので、これはまたパブリックコメントを含めて、よく農業委員会としてもうまく活用できるような形になるかな、どういうふうになるのかなということです。

小林事務局長補佐 　これまでは、いわゆるガイドラインの届出の対象とならないものが、特に農地転用に関してはほとんどでございました。許可をしたものに対して、地域住民の方から何で農地転用を許したんだというようなことで、委員の皆さま方、本当に地域住民と業者の間に入ってご足労されておられました。そういった内容は、環境部との会合や会議等の折に太陽光発電についてはいろいろとお話をさせていただいております。調査会におきましても、今までの許可に至るまでの審議の経過の中で、委員の皆さまが非常にご足労されたというような意見もいただきましたので、これからも引き続きそういった農業委員会の立場というものを会議等で報告させていただきたいと思っております。

議 長 　特にご質問がないようですので、報告案件ですのでご了解をいただきますようお願いしたいと思います。

　以上で、予定いたしました本日の議事が全て終了いたしました。これで私の議長の任を解かせていただきます。委員の皆さまのご協力、ありがとうございました。

曾 根 会 長 代 理 　青木会長、議長の役お疲れさまでした。

　以上で本日の議事は終了となります。長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

　以上をもちまして、第7回総会を終了いたします。